

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安佐北区白木町大字二田9066番地

氏名 有限会社アイアイ・システム

取締役 濱田 信三

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

一 實 井 梓 長 市 島 広



許可の年月日 令和2年10月11日
許可の有效期限 令和7年9月30日

1. 事業の範囲

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

許可の条件

3. 計 司 の 条 件

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま
HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま
HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま

五、相別第2条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

5. 規則

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
収集運搬(積替・保管を含む)の欄以下余白	廃アルカリ 廃プラスチック類 ガラスくず コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの除去く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)この欄以下余白
汚泥(判定基準に適合しないものを含まない)。	廃油 廃酸 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、鉛蓄電池の電極、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白
収集運搬(積替・保管を含まない) 以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない)。
以	